

## 規格活用により期待される効果と今後の課題

### 1. 規格活用により期待される効果

#### (1) リユース部品、リビルト部品に対する信頼の獲得

リユース部品、リビルト部品の商品化に当たって必要となる検査や記録、管理の範囲について一定の共通化が図られ、また供給事業者のこれらの取組状況が客観的に評価されることで、供給する部品が補修部品として必要最低限の基本機能を確保されていることが証明されることになる。

信頼性の高まることにより、リユース部品、リビルト部品の市場がより強固なものになることが期待される。

#### (2) リユース部品、リビルト部品市場の拡大

リユース部品、リビルト部品の状態を把握した上で利用選択できる環境が整備されることにより、自動車ユーザーのこれら部品に対する不安感が解消されることが見込まれる。また、供給事業者に対する信頼性が高まり、従前これら部品を積極的に取り扱われなかった販売ルートでの取扱いの拡大や、部品の状態等が評価された上での価格の適正化にも繋がることを期待される。リユース部品、リビルト部品の利用選択の機会が拡大していくことにより、リユース部品、リビルト部品市場の成長が期待される。

#### (3) リユース部品、リビルト部品における適正な市場環境の確保

リユース部品、リビルト部品は、供給事業者各社の経営方針、商品化に対する判断基準などに基づき商品化され、市場に供給されており、不具合等が生じた場合には、それを供給した事業者と自動車整備事業者等との取引上の問題とする考えも根強く存在している。

規格化によって関連法令への遵守を含め、供給事業者に求められる取り組みが明確化することにより、規格に基づく自主的取組が拡大とともに、リユース部品、リビルト部品の業界全体での適正な市場環境の構築に繋がることが期待される。

### 2. 今後の課題

#### (1) 海外市場における需要を踏まえた規格整備

我が国から中古自動車輸出の増加とともに、補修部品として我が国が輸出されるリユース部品、リビルト部品に対する需要が高まることを見込まれるなか、市場として維持、拡大を図るためには、我が国から輸出するリユース部品、リビルト部品の信頼確保が重要になってくると考えられる。

従って、規格策定に当たっては、海外市場の流通状況について更なる調査が行われ、海

外流通も考慮した情報項目、提示方法について検討することが必要となる。

また、国際標準化も見据えた標準化を推進することにより、我が国が輸出されるリユース部品、リビルト部品が適正な評価のもとで取り引きされる環境構築を促進していくことが重要となる。

## **(2) 知的財産の侵害防止に向けた取り組み**

近年、自動車補修部品においても模倣品対策が課題となるなか、供給事業者は知的財産の侵害防止に配慮し、供給するリユース部品、リビルト部品が新品部品の模倣品とならないように取り組むことが求められる。

また、リユース部品、リビルト部品そのものが模倣され、自動車補修部品市場における模倣品等の問題を拡大することがないよう、商品化、流通に際し、模倣品等対策の強化を図ることが求められる。

特に、供給事業者には小規模な事業者も多く存在することから、知的財産の侵害防止に向けた取り組みは、リユース部品、リビルト部品の業界全体として取り組んでいく必要があると考えられる。

## **(3) 検索方法の改善**

リユース部品、リビルト部品の利用機会を拡大していくためには、補修車両の年式、仕様にあった部品が確実に特定できることが重要との指摘もある。

また、複数の在庫共有ネットワークが運用されているなか、各ネットワークで取り扱う部品に対し設定する部品コード、名称の違いから、異なるネットワーク間での検索や比較が困難な状況にあると考えられる。

このため、補修車両の年式、仕様に適合した部品が確実に、かつ、容易に特定できるよう、リユース部品、リビルト部品の業界において、独自に使われている部品コード、名称の統一化や、新品部品の情報検索の提供など、検索方法等の改善に取り組むことが求められる。

## **(4) リコール対象部品の流通防止**

リコールの改善措置が施されていない部品の流通を防止するためには、供給事業者において、既知のリコール情報を踏まえ、商品化、販売時における流通防止に取り組むことが重要となる。

さらに、リコールは車両販売から年数を経て公表されるため、リユース部品等として補修車両に装備された後にリコール対象になることも想定されることから、供給事業者と自動車整備事業者等が連携し、装備後に明らかとなったリコール対象部品に対応するため、販売後のトレーサビリティの確立に取り組むことが重要となる。

## **(5) 自動車整備事業者等における規格の活用**

自動車整備事業者等において、規格に準拠したリユース部品、リビルト部品が優先的に取り扱われ、自動車ユーザーに積極的に案内されることにより、供給事業者における一層の規格の活用が促進されると考えられる。

このため、供給事業者と自動車整備事業者等が連携し、規格に準拠した部品の普及策について検討されることが期待される。

## **(6) 販売ルートの拡大に向けた周知**

これまでリユース部品、リビルト部品の業界では、自動車ユーザーや自動車整備事業者等に対し、積極的なリユース部品、リビルト部品の周知に取り組まれてきた。今後、リユース部品、リビルト部品の取扱いを拡大したいとの意向を持つ補修部品関連事業者も存在することから、周知対象を拡大していくことが重要と考えられる。

## **(7) 規格策定にあたって**

規格をより効果的に活用するためには、リユース部品、リビルト部品の業界において課題を明確化し、それに対応した規格整備に取り組むことが重要となる。

また、規格が広く供給事業者に活用されるためには、十分な検証を行いつつ、規格策定に取り組むことも必要となる。J I S制度には、標準仕様書(T S)／標準報告書(T R)制度が設けられている。市場適合性について確認の必要性がある場合などには、こうした制度を活用し、標準仕様書(T S)などで迅速かつ適切に開示することにより、オープンな議論を推進し、コンセンサスを形成しつつ、広く供給事業者に活用される規格策定に取り組むことが重要と考えられる。